

# 業務指示書

## セーシェル国マヘ島零細漁業施設整備計画フェーズ2準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年12月17日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年12月19日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水産施設整備に係るO/D、B/D、D/D、S/V

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います  
(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)  
 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。  
 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／運営維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：漁港施設運営維持
- 2) 対象国又は同類似地域：セーシェル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 土木施設計画・設計/自然条件】

- 1) 類似業務の経験：海洋土木
- 2) 対象国又は同類似地域：セーシェル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年12月26日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

4 (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
自然条件調査

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

( 1 = 円 , US\$1 = 117.58 円 , EUR1 = 146.87 円)

## 第8 プrezentation

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、  
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、  
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の  
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件  
の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、  
当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、  
業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／運営維持管理計画  
土木施設計画・設計/自然条件

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.50 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年1月16日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

- ・プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
セーシェル国マヘ島零細漁業施設整備計画フェーズ2準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／運営維持管理計画	(40.00)	( )
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	—	
(2) 業務従事者の経験・能力： 土木施設計画・設計/自然条件	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

セーシェル国は、インド洋南東部に位置する大小 115 の島々からなる総陸地面積 445k m<sup>2</sup>、人口 82,723 人（2002 年国勢調査）の島嶼国である。2012 年の一人当たり GNI が US\$12,180（世銀）、UNDP の人間開発指標では 186 か国中 46 位を記録するなど、アフリカ諸国の中では群を抜いて高い経済・社会水準を誇る一方で、観光業と水産業に依存し、島嶼国のために気候変動などの自然環境の変化に影響を受けやすく、その経済的脆弱性、環境的脆弱性が高い。こうしたことから、政府は漁業、農業、小規模工業の振興に取り組んでいる。

セーシェル国政府は、水産業を国家経済発展のための最重要産業として位置づけ、2005 年に水産政策「The Fisheries Policy of Seychelle 2005」を策定して新規漁港の開発及び既存漁港のインフラ改善を通じた持続可能な漁業開発の促進を重点事項として掲げている。また、国家開発計画「Strategy 2017(2007~2017)」においては、GDP の倍増を掲げ、観光業と合わせ水産業が今後の重点分野と位置付けられている。

小規模漁業については、特に観光業を含む国内への水産物の供給の確保、雇用創出、外貨獲得の観点から、中核的施設であるビクトリア漁港の施設整備を行ってきたが、同漁港における利用漁船数の増加と漁船船体の大型化が進む一方、同漁港の拡張に制約があることから、同国政府は、新産業地区であるプロビデンス地区の新漁港建設計画と、同国第二位の水揚げ場であるベル・オンブル漁港の開発を計画し、日本政府による無償資金協力「マヘ島零細漁業施設整備計画（平成 20 年度）」を受け、その計画を実施してきた。

プロビデンス漁港周辺では、EU 等の支援も受け、水産加工施設の建設が進んでいるが、そのため、同漁港を拠点とする漁船数がビクトリア港から移る漁船も含め、2013 年から 2014 年にかけて 51 船から 65 船に、月平均利用漁船数は 695 船から 890 船へと増加することが予測されている。今後、同漁港における円滑かつ効率的な水揚げを確保することにより、セーシェルの水産業のさらなる振興を図るためにも同漁港の拡張・整備による機能強化が必要不可欠となっている。

かかる状況を開拓するため、2013 年、セーシェル国政府はプロビデンス漁港の整備に必要な無償資金協力「マヘ島零細漁業施設整備計画フェーズ 2」（以下、「本プロジェクト」）を我が国に要請した。

本協力準備調査（予備調査、概略設計調査、概略説明調査を含む。以降、本調査とする）は、要請案件の必要性・妥当性・緊急性を確認、標記計画の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な計画の内容、規模等を検討した上で、概略設計を行うことを目的とする。また、開発効果を高めるため、近隣の市場整備等、地域開発の観点から必要な協力を合わせて検討する。

なお、本プロジェクトはセーシェル国政府からの要請書に記載されていた情報に基づき、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月公布、以下、「JICA 環境ガイドライン」）の「カテゴリ B」に分類されている。

### 2. プロジェクト概要

要請書におけるプロジェクト概要は以下のとおり。各項目については、調査において確認・整理する。

(1) 上位目標：

セーシェルは所得水準が高いものの、観光業と水産業に依存し、島嶼国そのため気候変動などの自然環境の変化に影響を受けやすく、その経済的脆弱性、環境的脆弱性が高い。係る中、本プロジェクトはセーシェルの主要産業である水産業の振興及びセーシェルの経済発展に資するべく、漁業インフラの拡充及び流通施設の整備を行う。

(2) プロジェクト目標：

本プロジェクトはプロビデンス港において漁港の拡張と水産施設の整備により、増加が見込まれるプロビデンス港における係船と水揚げ需要に対応した円滑かつ安全で効率的な水揚げ作業と水産物の品質確保を図り、もって水産加工を含む同国水産業の発展に寄与することを目的とする

(3) 成果：

- ア 漁港の安全が確保される
- イ 漁船の係留場所が十分に確保される
- ウ 製氷能力が増加する

(4) 活動・投入計画

1) 我が国への要請内容

- ア 第1・第2および第3岸壁の整備（長さ 330m）
- イ 第4岸壁の整備（長さ 84m）及び防波堤の整備（長さ 50m）
- ウ 第1岸壁後背の水揚場の整備（幅 13m）
- エ 電気・照明施設の整備、集水排水施設の整備
- オ 荷捌き場の整備（第1岸壁）
- カ 製氷施設の整備（10トン/日、1基）
- キ 係留ブイ（3基）

なお、詳細は、本調査で確認。

2) 相手国側の投入計画

本無償金協力で実施される施設・機材についての運営管理に係る予算など、本調査で改めて確認する。

(4) プロジェクトサイト

マヘ島プロビデンス漁港（首都ビクトリアから南に約 5km）

(5) 関係機関

監督機関：天然資源産業省（Ministry of Natural Resources and Industry）

実施機関：セーシェル漁業公社（Seychelles Fishing Authority）

#### (6) 受益者

直接受益者：漁民約 500 名、その他漁業従事者数百人

間接受益者：セイシェル国民 約 8 万人

### 3. 業務の目的

水産無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的、事業実施妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本調査は、セーシェル国政府から要請のあった「マヘ島零細漁業施設整備計画フェーズ2」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がセーシェル国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 調査の実施プロセス

本調査においては、①予備調査（対象とする協力内容について優先順位付け、絞り込みを行う現地調査）、②概略設計調査（概略設計、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査）、③報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査、の 3 回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

#### (2) 計画内容の確認

上記「2.」に記載のプロジェクトの概要については、要請書に基づき記載している。本調査の結果に基づき、確認、整理する事。

#### (3) プロジェクトサイト及び要請コンポーネントの内容の妥当性の確認

本要請内容の検討に当って、プロビデンス漁港利用状況の推移、今後の方向性について十分に確認し、協力実施の妥当性を検討する。その際、マヘ島最大のビクトリア漁港を含めた他の漁港整備計画との整合性および機能配分、プロビデンス漁港周辺施設の水産関連施設整備状況、および環境社会影響について確認し協力コンポーネントの検討を行う。（以降に示すとおり、

要請内容の中で協力の対象とするものを予備調査にて検討する。)

漁港利用者数は、前回の無償施設整備（2010年2月事業完了）後から当初想定より増加していることから、本調査において、入港漁船や水揚・製氷施設利用者、加工施設者数等の利用状況を詳細に把握し、本プロジェクトの施設利用者数を適切に設定する。

#### （4）自然条件調査

前記、無償資金協力「マヘ島零細漁業施設整備計画」の実施に際し、JICAは「セーシェル国漁業施設及び機材整備計画基本設計調査（2006）」と「セーシェル国マヘ島零細漁業施設整備計画事業化調査（2008）」を実施し、プロビデンス漁港の施設整備に必要な情報収集・調査を行っている。今回の調査においては、これらの結果を活用することを第一に考える。そのうえで、さらに必要と思われる自然条件調査（岸壁整備が想定されるサイトにおけるボーリング調査等）については、その内容及び実施時期についてプロポーザルにて提案すること。なお、現地再委託にて実施することも可とする。

#### （5）土木・建築施設・機材計画

土木・建築施設・機材計画の内容・仕様・規模・数量等は、計画サイトにおける利用漁船の隻数・サイズ・操業形態、水産物の流通状況、水産物取扱量・施設利用者数、他の受益者数、今後の展望、運用経費、維持管理の容易性、施設利用者にとっての利便性、現地の電力事情、環境社会影響等を踏まえ複数の代替案を比較検討した上で最適の計画とする。また、代替案の比較においては各案のコストを概算し、費用対効果も十分に検証する。

#### （6）機材仕様

機材の仕様設定においては、既存漁港施設において現在利用されている機材、維持管理の容易性を考慮しつつも、入札における競争性を阻害することのないように留意する。

#### （7）運営維持管理体制

計画施設・機材の運営・維持管理体制については、実施機関として運営・維持管理の責任を負う機関であるセーシェル漁業公社の人員体制、人材の能力、財政状況を評価・確認とともに、監督官庁である天然資源環境省による運営モニタリング体制や補完的な支援体制についても確認し、運営維持管理方法、必要な人員体制、收支計画を慎重に検討した上でセーシェル国側に提言を行う。

#### （8）環境社会配慮

本プロジェクトはセーシェル国政府からの要請書に記載されていた情報に基づき、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布、以下、「JICA環境ガイドライン」）の「カテゴリB」に分類されている。環境社会配慮調査については、セーシェル国の法制度において求められる環境社会配慮（EIA、各種環境許認可、用地取得・住民移転を含む）関連手続の具体的な内容、必要書類、環境許認可取得までに要する期間、既に手続が開始されている場

合にはその進捗等を確認する。また、JICA 環境ガイドラインの概要、及び本プロジェクトについて JICA 環境ガイドラインに沿って調査を行うことにつき、先方政府へ説明を行う。

なお、事前情報としてプロジェクトサイトの多くはセーシェル漁業公社の土地であり、その他民間の施設はほとんど存在していないと考えられるが、詳細については第一次現地調査で確認し、対象者の移転又は一時移転の発生も視野に入れ、必要に応じ、JICA 環境ガイドラインに従い求められる手続、環境社会配慮面からの代替案の比較検討、移転計画、工事期間中の代替地確保、生計回復支援策等につき、確認・検討する。

#### (9) 既存資料の活用

本プロジェクトの対象となる施設は、プロビデンス港内において、平成 20 年度無償資金協力「マヘ島零細漁業施設整備計画」にて整備した岸壁に隣接する岸壁及び陸上施設である。調査にあたっては、「セーシェル国漁業施設及び機材整備計画基本設計調査（2006）」や「セーシェル国マヘ島零細漁業施設整備計画事業化調査（2008）」の各種報告書等の既存資料を参考にし、効率的な調査を行う。（第 3 業務実施上の条件に示す閲覧資料を参照のこと。）

#### (10) その他

- 1) 公租公課、免税措置、ならびにその他の先方政府負担事項について、その実施の手順及びスケジュールを含めて調査し、実施可能性を判断した上で、先方政府と合意する。
- 2) 広報効果発現のために有効な措置とその計画について検討する。

### 6. 業務の内容

現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

#### <国内作業>

##### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

#### <第一次現地調査（予備調査）>

##### (2) 要請及び調査に係る内容確認並びにインセプション・レポートに関する先方説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、橋梁点検計画、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度、双方の役割分担、留意事項など）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。なお、第一次現地調査において、先方から要請のあった内容について、どれを本プロジェクトの対象とするか確認・検討の上、先方と協議を行う。検討に際しては、現地のニーズを確認するとともに、無償資金協力として想定される金額も JICA

と相談することとする。

- 1) 要請背景、内容、既存施設の状況及び課題を把握し、各種開発計画、運営計画等における本プロジェクトの背景、位置付けを確認する。
- 2) 第2次現地調査における調査重点項目を把握し、調査工程、調査手法を検討する。
- 3) プロジェクトサイトの選定理由、要請コンポーネントの内容及び必要性、妥当性、相手国政府負担事業の概要を確認し、先方の優先順位を確認する。
- 4) 開発効果の最大化という観点から要請案件に関連した先方政府の開発ニーズについて確認する。

#### (3) 他ドナーによる援助動向の調査

- 1) 他ドナーによる援助実績、計画（要請中の協力も含む）、重複の有無、連携の可能性等について確認する。

#### (4) セーシェル国及びプロジェクト対象地域における水産セクターの現状把握及び分析

- 1) マヘ島における水産業の現状と傾向（水揚量、水揚額、水揚時間、水揚魚種構成、水産物加工品生産量、漁業及び関連産業従事者、漁船タイプ・数、操業形態、操業時における施氷率等）及び将来の見通しを、目視・インタビュー調査及び既存統計資料等をもとに確認する。
- 2) ビクトリア市を対象に、本プロジェクトサイトからの水産物の流通経路（月別流通量、販売価格（卸売・小売等）、取引形態、販売拠点等）を確認し、流通フロー図として取りまとめる。また、流通量の季節変動、流通時の施氷率を既存資料や聞き取り調査を基に確認する。
- 3) 本プロジェクトサイトにおける水産物の流通業従事者に関する情報を収集する。
- 4) 既存の製氷施設の運用状況を確認し、氷の流通量・取引価格・氷利用者等の調査を行う。
- 5) 上記を基に、本プロジェクトサイトにおける水産物流通に係る課題を抽出する。
- 6) 本プロジェクトサイト、流通経路における漁獲物の損耗率（物理的損耗、価値損耗）の調査を行う。損失については、出来る限り定量的に分析を行う。

#### (5) サイト状況調査

- 1) 施設建設に係る自然条件の既存データの収集及びプロジェクトサイトにおける上下水道、電力、通信等の基礎インフラの整備状況を確認する。
- 2) 本プロジェクトで想定されている施設及び機材については、既存施設及びビクトリア港における施設の利用状況等を踏まえ必要性を検討する。想定されている主な施設及び機材は、接岸・係留岸壁、鮮魚荷捌き所、排水処理施設、製氷機等である。但し、調査の結果、追加的に必要と判断されるものについては、提案すること。
- 3) 要請内容及びプロジェクトサイトの自然・社会・地理条件等の諸状況を踏まえ、施設設計及び施工上の留意点を検討する（施工時の既存建造物についての対応を含む）。必要に応じて、施設・設備・機材計画の変更について相手国側と協議する。

#### (6) 既存施設の利用状況調査

- 1) 現在のプロビデンス漁港においては、漁民や仲買人以外等の関係者以外にはあまり出入りは

- 見られないとの情報があるが、その他関係者を含め既存施設の利用状況調査を実施し、現況を定性的・定量的に把握するとともに、既存施設の課題を抽出・分析する。
- 2) 水揚げ施設についても、利用船舶の数、サイズ、入港・水揚・滞在時間等から既存施設の利用状況調査を実施し、現況を定性的・定量的に把握するとともに、課題を抽出・分析する。
  - 3) その他周辺施設についても、現況を定性的・定量的に把握するとともに、課題を抽出・分析する。

(7) 運営維持管理体制の調査

- 1) 本プロジェクト施設の運営維持管理体制（組織、人員、業務所掌、会計管理制度等）、関係する省庁及び地方自治体を確認し、それぞれの責任範囲と役割分担の、妥当性を確認・検討する。
- 2) 本プロジェクト施設の運営資金、漁業関係者の利用できる資金・基金、不足時の財政措置及び必要な手続を確認する。

(8) 自然条件調査（別紙「自然条件調査仕様書」）

- 1) 対象地域周辺の自然条件（地形、地質、水質、底質、気象、海象、潮位、堆砂、洗掘、漂砂等）の既存データを収集する。
- 2) 概略設計に必要な自然条件調査（地形調査、深浅測量、漂砂調査、地質・土質調査、底質調査、気象・海象調査、潮汐・波浪・潮流調査、水質調査等）の計画を策定する。重要なものについては、第一次現地調査から実施する。具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。当方で想定する自然条件調査は別紙「自然条件調査仕様書」のとおり。別紙に示す通り一部の項目については現地再委託にて実施することを認める。現地再委託で調査を実施する場合には、調査方法の妥当性および調査結果の質の確保に十分に留意すること。
- 3) 2)に基づく自然条件調査を実施する。
- 4) その他配慮すべき自然条件を確認し、設計に反映させる。

(9) 海洋土木の調査

- 1) プロジェクトサイトの工事用地を含む土地確保、土地利用状況及び権利関係、施工時の支障物件等を確認する。
- 2) 自然条件調査の進捗も踏まえ、海洋土木の視点から本協力における対象工事・施設、規模等の妥当性を評価するとともに、必要に応じて代替案を検討・提案する。
- 3) サイトでの施設整備（対象となる施設に応じ必要となる埋立、浚渫等を含む）を行うに当り必要な土木工事の内容と工事量を具体的に検討し、その妥当性、並びに施工を行うとした場合の留意点（支障物件等）および対策案につき検討する

(10) 無償資金協力実施の必要性・妥当性及び適切な協力範囲の検討

- 1) 調査結果を踏まえ本プロジェクト実施の妥当性を検討し、必要に応じ代替案を検討・提案する。

- 2) 本プロジェクトにより想定される施設の適正規模を提案し、必要に応じて規模、内容、数量等の絞込みを行う。
- 3) 本プロジェクト実施による水揚、水産物流通、衛生環境、利便性、経済性等の改善の方向性につき検討する。
- 4) 本プロジェクト実施後の社会経済インパクトについて提言する。
- 5) 先方負担又は民間による整備やコンポーネント追加の可能性を考慮の上、要請コンポーネントを整理し、優先順位付け、絞り込みを行う。また、必要に応じて事業代替案を作成する。なお、用地取得や運営維持管理費・人員の確保等先方負担事項については、実施手順・スケジュールについてもセーシェル側に確認する。
- 6) 上記1)～5)を踏まえ、事業規模確認に向けた事業費の概算を行う。積算に当っては出来る限り現地の事情・単価を反映させること。

#### (1 1) プロジェクトの評価/事業運用・効果指標の設定およびベースラインデータの測定

事業効果指標については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価指標を設定し、定量的効果については、適切な指標を設定した上で、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。定性的効果については、質的变化のベースラインとなる改善前の状況の記述を詳細に行う。

なお、指標設定にあたっては、事業完了後の漁港運営状況を確認・共有し、改善を図るための運用指標（モニタリング指標）と効果指標を区別する様に留意し、設定すること。

ベースライン調査の実施期間については、第一次現地調査時に開始し、第二次調査時までの継続実施を想定している。また、ベースライン調査の実施については再委託を可とし、本見積もりに含める事とする。

#### (1 2) 環境社会配慮調査

JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案（モニタリングフォーム案を含む）の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB 案件報告書執筆要領」を参照する。また、セーシェル側と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン（2010年4月）＜参考資料＞の、環境チェックリスト案を作成する。なお、環境社会配慮調査は第二次現地調査においても継続して実施する事とし、調査内容、スケジュールについてプロポーザルにて提案すること。

- 1) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
  - ア ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、経済社会状況等）の確認
  - イ 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
    - a) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関する法令や基準等
    - b) JICA環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
    - c) 関係機関の役割
  - ウ スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明ら

かにすること)の実施

エ 影響の予測

オ 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討

カ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

キ 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成

ク 予算、財源、実施体制の明確化

ケ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

2) JICA 環境ガイドラインに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下ア～シのとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も機構へ提出する。本プロジェクトのためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

ア 用地取得・住民移転の必要性

イ 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果

ウ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果

エ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件

オ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き

カ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策

キ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き

ク 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務

ケ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール

コ 費用と財源

サ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム

シ 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(13) 現地調査結果の取纏め・報告

1) ミニッツ案(英文)の作成に協力する。

2) 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価を行う。

3) 本プロジェクトについて協力可能な内容、規模、範囲を検討する。

4) 概略設計のための協力準備調査の調査計画策定に係る調査方針、留意事項等を検討する。

5) 帰国報告会に参加し、調査結果を報告する。

6) 現地調査結果概要(1)(和文)を、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2014 年 10 月)(以下、「報告書作成ガイドライン」)を参照して作成する。

## <国内作業>

### (14) 第二次現地調査準備

- 1) 第一次現地調査の結果を踏まえて、インセプション・レポートに記載の作業工程等の見直しを行う。
- 2) 運営維持管理体制について、先方の運営維持管理体制についての考え方ヒアリングし、それをもとに運営維持管理計画（案）を作成し、機構と二次調査以降の方向性を検討する。

## <第二次現地調査（概略設計調査）>

### (15) インセプション・レポート（改訂版）の説明・協議

改訂したインセプション・レポート（改訂版）（調査方針、調査計画等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (16) サイト状況調査

- 1) 第一次現地調査の結果を受けて、プロビデンス漁港の土地所有状況、土地利用許可の取得状況を文書にて確認し、本プロジェクトを進めるうえで土地利用に関して問題がないか、必要な手続き等確認を行う。
- 2) セーシェル国側と協議の上で本プロジェクトのサイト用地について、詳細を確定する。
- 3) プロジェクトサイトにおける電力、上水道、排水系統、通信等の基礎インフラの整備状況・整備計画を確認する。

### (17) 運営・維持管理体制の調査

- 1) 運営維持管理計画について、先方政府と協議を行う。
- 2) 第一次現地調査の結果を参照し、必要に応じて追加の調査を行い、本プロジェクト施設に係る追加の人件費、光熱水費、日常的な維持管理費に加え、中長期的な施設・機材更新のための必要積立額なども勘案の上、氷販売収入等の計画内容を精査する。これらの情報を基に持続的かつ健全な計画施設運営のための收支計画案を策定する。
- 3) 本プロジェクト施設の運営・維持管理に係る運営計画策定等、技術支援の必要性を確認すると共に、セーシェル国側からソフトコンポーネントの要請が示された場合はその具体的な内容を計画する。また、ソフトコンポーネント実施の再委託先として適切なローカルコンサルタントもしくはNGOの有無を確認し、適切な再委託先がある場合は必要経費を調査する。

### (18) 水産物流通状況調査

第一次現地調査の結果を参照し、必要に応じて追加の調査を行い、本プロジェクトにより漁港利用を含め水産物流通がどのように改善するか分析する。

### (19) 環境社会配慮調査

上記（14）に記載のとおり、環境社会配慮に関する調査を継続して実施する。

### (20) 土木設計調査

- 1) 接岸・係留岸壁については、作業効率等現状・課題の確認、利用する漁船の隻数等をセーシェル国側との協議等を踏まえ確認し、適当な水深、岸壁の高さ及びコスト等を検討のうえ、

材料、構造、規模、仕様を計画する。なお、係留岸壁に給水、給電などの設備が設置される計画があれば、事前に給水設備・給電設備のルート・設置場所をセーシェル国側と協議する。

### (2 1) 建築設計調査

#### 1) 建築設計全体

- ア 建築施設については耐久性に留意し、先方による維持管理が可能な内容、構造、規模、仕様とする。また、生鮮水産物を取り扱う施設であることから、セーシェル国政府の求める衛生管理基準に適合し、衛生管理が容易な建築設計計画を検討する。
- イ 計画建築施設での水産物取扱量は、水産物流入量・搬出量、時間・週・季節等による変動量、施設を利用する水產物流通業者数等に鑑みて適正量を検討する。

#### 2) 建築施設配置

- ア 建築施設の配置・設計は、利用する漁民が中長期的に増加する可能性を踏まえ、将来の区画拡大に対応できるべく検討する。
- イ 建築施設配置は、限られた用地の中で、水揚、荷捌き、競売、処理・加工、搬出という一連の動線に配慮し、利用者全体の利便性が向上するように計画する。また、当該施設の周辺には各種の施設が存在しているため、利用者・関係者の動き、周辺交通への影響等に配慮した計画とする。

### (2 2) 機材計画調査

- 1) 既存機材仕様および使用状況等について調査し、計画の妥当性を検討する。
- 2) 機材の選定には実施機関の技術レベル、維持管理の容易さ（代理店、アフターケア サポート体制、スペアパーツの入手性等）を充分に考慮し、計画に反映させる。また、技術的・予算的負担の軽減を考慮し、維持管理費用が継続的に見込まれる機材についてはその妥当性や規模・仕様を慎重に検討する。
- 3) 製氷施設
  - ア 既存製氷業の状況、設置する施設の運転経費と施設の運営管理を行う主体の維持管理能力について把握した上で、その是非を慎重に判断する。協力範囲に含めることが妥当と判断された場合、規模設定については、本プロジェクト施設での計画生鮮水産物取扱量・変動量、本プロジェクト施設を利用する水産物小売人、施氷を行う漁民の計画数、必要施氷率、本プロジェクト施設で製造する氷の利用対象者、生鮮水産物保存方式、施設の維持管理経費と運営主体の財政負担等に鑑みて検討する。
  - イ 製氷方法・氷タイプについては、運営主体の維持管理能力や氷利用対象者の用途に鑑みて比較検討し、運営管理者及び利用者の意向を踏まえて計画する。
  - ウ 施設で製造する氷の利用対象者は、氷の需給バランス、ニーズ、氷運搬機材の現状、運搬経費等を確認した上でその範囲を検討する。

### (2 3) 調達事情調査

- 1) 現地施工業者の施工能力、技術力、要員、建設機械の保有状況を確認する。

- 2) セーシェル国内における建設事情および建設資材・関連機材の調達事情およびスペアパーツの流通事情を確認する。
- 3) 資機材・消耗品等の現地調達のほか他国（日本または第三国）調達を含めた調達先、価格（輸送費および輸入経路を含む）、アフターサービスの体制等について調査する。
- 4) 上記の結果消耗品の入手容易性、アフターサービスの内容等も含め十分に考慮した上で資機材の調達方法について検討する。

#### （24）施工計画調査

- 1) 関連法規、規制、電気・水の供給状況、気象事情を考慮の上、適切な施工計画を策定する。
- 2) 施設利用者の漁業関連活動・生活への影響を極力生じさせないように施工計画を策定する。  
必要に応じて、工事中のアクセス道路・フェンス等の整備を先方負担事項として検討する  
(アクセス道路等についても、本調査の環境社会配慮調査に含む)。

#### （25）相手国側負担事業の確認

- 1) 本プロジェクト施設の運用、製氷等に際して必要となる適正量の上水道整備、電気整備に係る責任機関、予算確保、手続き、スケジュール等の具体的な事項を確認し、計画施設建設開始前に確実に整備されることを求める。また、セーシェル国側の負担事項について具体的に確認する。その他、先方政府により整備・実施すべき具体的な作業項目について明らかにし、その具体的な計画を確認の上合意を図る。
- 2) 本プロジェクト施設運用の立上げ時及び施設の運営収支が赤字となった際の運営経費の政府補填につき、セーシェル国側の計画を確認する。

#### （26）現地調査結果の取纏め・報告

- 1) ミニツツ案（英文）を作成する。
- 2) 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価を行う。

### ＜国内作業＞

#### （27）現地調査結果の整理

- 1) 概略設計の概要本プロジェクトについて協力可能な内容、規模、範囲を検討する。
- 2) 帰国報告会に参加し、調査結果を報告する。
- 3) 現地調査結果概要（2）（和文）を、報告書作成ガイドラインを参照して作成し、提出する。

#### （28）プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」（以下、「設計・積算マニュアル」）を参照して設計総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。なお、本方針については、現地調査終了前に方針（案）とし

て取り纏め、先方と基本的な方向性を確認する。

## 2) 基本計画（漁港の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

また、本プロジェクト施設の建設および機材の調達方法に関しては、施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。

## 3) 概略設計図

## 4) 施工計画

ア 施工方針/調達方針

イ 施工上/調達上の留意事項

ウ 施工区分/調達・据付区分（先方負担工事との区分）

エ 施工監理計画/調達監理計画

オ 品質管理計画

カ 資機材等調達計画

キ 初期操作指導・運用指導等計画

ク ソフトコンポーネント計画

ケ 実施工程

## (29) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクトの概略事業費に加え、完工後の施設の維持管理費の概略事業費を積算する。積算に当たっては、積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

## 1) 準拠ガイドライン

積算総括表・具体的積算に当たっては、設計・積算マニュアルの補完編を含め、参照の上作成すること。

## 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を報告書作成ガイドラインに記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

## 3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア 実施時期

イ 事業費（総事業費及び内訳）

ウ 概略の仕様

エ 入札方法（P Q基準、国際入札／国内入札等）

オ 契約条件（総価方式／B Q方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

## 4) 予備費

本プロジェクトに関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、

現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。予備費が必要であると機構が判断した場合、機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- ア 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ 工事量変動にかかるリスク
- ウ 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- エ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ 治安状況にかかるリスク

#### （3 0）協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

#### （3 1）準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について機構と協議する。

#### ＜第三次現地調査（概略説明調査）＞

##### （3 2）準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をセーシェル国関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

#### ＜国内作業＞

##### （3 3）準備調査報告書等の作成

セーシェル国関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集

#### 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、（5）から（8）を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、最終成果品として機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意、プロポーザルに提示すること

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| （1）業務計画書           | : 和文 3 部        |
| （2）ワークプラン          | : 和文 3 部、英文 2 部 |
| （3）現地調査結果概要（1）、（2） | : 和文 3 部        |

(4) 準備調査報告書（案）	：和文5部、英文2部
(5) 概略事業費（無償）積算内訳書：和文2部 （※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。）	
(6) 概要資料 （※完成予想図を含む。）	：和文1部及びCD-R1枚
(7) 準備調査報告書 （※完成予想図を含む。）	：和文（製本版） 8部及びCD-R1枚 ：英文（製本版） 16部及びCD-R3枚 ：和文（簡易製本版） 2部及びCD-R1枚
(8) デジタル画像集	：CD-R2枚（デジタル画像40枚程度）

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については設計・積算マニュアルの補完編を、その他については報告書作成ガイドラインを参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

第一次現地調査（予備調査（現地調査））2015年3月上旬～3月下旬

第二次現地調査（概略設計調査（現地調査））2015年5月中旬～7月中旬

第三次現地調査（概略説明調査（現地調査））2015年11月下旬～12月上旬

概略事業費積算：2015年11月上旬

概略設計概要説明：2015年11月下旬・12月上旬

準備調査概要資料：2015年12月下旬

準備調査報告書：2016年1月下旬

閣議（見通し）：2016年2月

#### 調査実施スケジュール案（全体）

	2015年												2016年		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
国内作業	□			□								□			
現地調査			■			■■■					■				
準備調査 概要資料													▲		
報告書提出														▲	

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）調査人月：19.50MM

（2）業務従事者の構成（案）

- 1) 総括/運営維持管理計画（2号）
- 2) 土木施設計画・設計/自然条件（3号）
- 3) 建築施設計画・設計
- 4) 機材計画/調達計画/積算
- 5) 施工計画/積算
- 6) 環境社会配慮

業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

#### 3. 配布資料/閲覧資料等

＜配布資料＞

- （1）無償資金協力要請書
- （2）サイトイメージ図

<閲覧資料>

(1) セーシェル国 漁業施設及び機材整備計画基本設計調査報告書（2006年10月）

(2) セーシェル国 マヘ島零細漁業施設整備計画事業化調査報告書（2008年2月）

上記2件 JICA図書館にて閲覧可能。

(1) <http://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000169979.html>

(2) <http://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000174890.html>

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 現地調査1（予備調査時）

1) 団員構成：総括（JICA）、計画管理

2) 調査行程：約15日間

3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの優先コンポーネント、絞り込み案、代替案等を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 現地調査2（概略設計時）

1) 団員構成：総括（JICA）、計画管理

2) 調査行程：約15日間

3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの協力目的・範囲、実施体制等を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(3) 概略設計概要説明（報告書案説明）

1) 団員構成：総括（JICA）、計画管理

2) 調査行程：約10日間

3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの内容（計画設計の基本方針案）について検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

(1) 自然条件調査

別紙（自然条件調査仕様書）にて現地再委託を可としている調査項目について、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント・N G Oに再委託して実施することを認める。なお、現地再委託で調査を実施する場合には、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、調査方法の妥当性および調査結果の質の確保に十分に留意すること。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。これらについては、別見積りとする。

(2) ベースライン調査

ベースライン調査の実施について再委託を可とする。ただし、経費は本見積もりに含めることとする。

## 6. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトが我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(2013 年 11 月版) の様式－2 および様式－3 を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括 (JICA) 団員滞在期間中原則として総括 (JICA) 団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) スケジュールを鑑み、国内解析及び概略設計概要説明(現地調査)双方に対応可能な体制とすること。

以上

### 自然条件調査仕様書

自然条件調査は、概略設計調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

- 1) 本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。
- 2) 以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容および既存の資料も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、本件プロポーザルにて提案するものとする。現地再委託で調査を実施する場合には、調査方法の妥当性および調査結果の質の確保に十分に留意すること。
- 3) 既存の資料を十分に活用することで効率的な調査を実施することとする。
- 4) 必要な自然条件調査は概略設計調査の中で行うことを原則とする。ただし概略設計調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、概略設計調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、概略設計・概要説明調査にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合は本件プロポーザルにその旨記述するものとする。

調査項目	目的	数量	備考 (再委託の可否)
1. 陸上地形測量	計画サイト（第1岸壁～第4岸壁、水揚場）の地形、既存構造物の把握	約 24,000m <sup>2</sup> (ただし予備調査の結果による。)	可
2. 海底地形測量	計画サイト（第1岸壁～第4岸壁）の地形、既存構造物の把握	約 15,000m <sup>2</sup> (ただし予備調査の結果による。)	可
3. 地盤調査及び土質試験	施設の設計に必要な土質状況の把握 (第2岸壁・第4岸壁)	3箇所 ボーリング長：計 60m	可
4. 底質調査	飛砂及び漂砂の堆積状況の把握及び浚渫土砂の埋立材としての適用性を確認	—	既存データの収集
5. 水質調査	計画サイト周辺水域の環境影響評価に必要な水質の現況把握	—	既存データの収集
6. 気象調査	施設の計画、設計および施工計画に必要な気象状況の把握	—	既存データの収集
7. 海象調査	施設の計画、設計および施工計画に必要な海象状況の把握	—	既存データの収集
8. 波浪調査	施設の計画・設計及び施工計画に必要な波浪状況の把握	—	既存データの収集
9. 潮流調査	施設の計画・設計及び施工計画に必要な波浪状況の把握	—	既存データの収集
10. 潮汐調査	施設の計画・設計、施工計画に必要な潮位の把握及び過去の異常潮位の確認	—	既存データの収集

